

港区創業・スタートアップ支援事業補助金

実績報告

提出書類確認シート

書類不備や、審査の際にお電話させていただくことがありますので、連絡先については、必ず、日中連絡がつく電話番号を記載してください。

※書類が不備なく、すべて揃ったものから審査を開始します。

※一定期間連絡が取れない場合は、書類を返却させていただきます。

※審査開始から、補助金額の確定までは1か月程度かかります。

※申請内容把握のために、提出書類は区に提出する前に写しをとり、保管をしてください。

※提出期限は、令和8年3月6日（金）となります。期限までに提出がない場合は、補助金は交付されません。

1. 会社名・連絡先等

フリガナ		
法人名または屋号・名称		
フリガナ		
申請担当者		
連絡先	TEL:	e-mail:

※すべての項目を記載又は入力してください。

2. 提出書類について

↓提出前に不足書類がないかレ点でチェックしてください。

		区記入欄	
		確認 ①	確認 ②
申請者 記入欄	必要書類		
	(1) 実績報告書（第13号様式）		
	(2) 収支決算書（第14号様式）		
	(3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類 ※令和8年2月27日（金）までに支払いが完了していること ※詳細は次ページをご確認ください		
	(4) 補助対象事業の実施が確認できる書類 ※詳細は次ページをご確認ください		
	(5) 実績報告 提出書類確認シート（本紙）		

重要補助対象経費の支払いが確認できる書類について

●全事業共通

1 補助対象経費の請求書(写し)

- ・請求書が発行されない賃料補助や SNS 広告等の場合は、金額の詳細が分かる明細等

2 請求書に対する支払いが完了したことがわかるいずれかの資料(写し)

- ・振込明細(振込日・振込元・振込先・振込金額が分かるもの)+金融機関口座の入出金明細・通帳の写し
 - ・カード明細(利用箇所および当該月の総額が分かるもの)+金融機関口座の入出金明細・通帳の写し
- ※通帳の写し、銀行振り込み明細等の対象部分に蛍光ペン等で印をつけてください。

※支払いに関する注意事項

- ・請求書は経費の内訳がわかるものを提出してください。
- ・賃料については、支払先が契約書に記載の名義と異なる場合は、支払先であることが確認できる資料をご提出ください。
- ・補助金執行の適正性確保のため、現金支払いは補助対象外となります。
- ・クレジットカード、デビットカードで支払った場合は、各事業の必要書類と合わせて、カードの利用明細及び口座引落しが確認できる資料も提出してください。また、当該引落日を含めて、令和8年2月27日(金)までに支払いを終わらせる必要があります。(支払い時期が期間内であっても、口座からの引き落とし日が令和8年2月27日(金)を過ぎている場合、補助対象外となりますので、ご注意ください)
- ・支払いは申請者名義であることが必要です。法人の申請で、代表者個人名義で支払った場合は、法人口座と個人口座で相殺を行った資料をご提出してください。

重要補助対象事業の実施が確認できる書類

●賃料補助

申請した月分の賃料の支払いが確認できるもの

※書類提出時には、申請する月の賃料の支払いタイミング(前月払いや当月払い等)にご注意ください。(例:5月分賃料を請求する場合は、5月に支払いをしている賃料ではなく、あくまでも5月分の賃料の支払いをしていることが分かる資料を提出してください。)

※引き落とし金額が交付申請をしている賃料と異なる場合(賃料と別途諸費用が合算されて引き落とされている場合等)は、引き落とし金額の根拠資料も併せて提出をお願いします。

※翌年度分の賃料については、令和8年度に更新の手続きを行っていただきます。区の更新決定後、3か月ごとに賃料分の補助金をお支払します。区外移転した場合や廃業した場合は補助金は交付できません。

●設備費補助

工事後の写真や購入した備品等の写真

※交付申請時と同様の角度から撮影した工事中・工事後の写真をご提出してください。

●ホームページ補助

完成したホームページの URL と全ページ画面の写し

※URL は実績報告書(第13号様式)の「(2)実施した事業の総事業費及び具体的な取組内容」に記載してください。

※ホームページ全体が公開されていること、暗号化(SSL/TLS 化)されていること、レスポンシブ web デザインに対応していることが補助対象要件となります。

●広報費補助

①SNS 広告含むインターネット広告

業務委託する場合

実際に広告が掲載された画面を印刷したものと委託先会社が作成した完了報告書やレポート等(クリック数やビュー数、アクティブ数、広告掲載料の単価等金額根拠が記載されているもの)が必須

業務委託しない場合

実際に広告が掲載された画面の印刷物と、広告掲載元(Google・Yahoo 等の媒体)が発行する広告掲載料の算出根拠がわかる明細(クリック数やビュー数、アクティブ数、広告掲載料の単価等金額根拠が記載されているもの)が必須

②チラシ・パンフレット・販促品等の作成を伴うもの

原則、現物をご提出ください。郵送ができない場合は、作成物の写真をご提出ください。

※オンラインで提出する場合は作成物の写真をご提出ください。

★交付決定者の方向けの無料相談のご案内★

創業時に発生する様々な経営課題を的確に解決するため、中小企業診断士(専門家)を5回まで無料で派遣し、相談することができます。ご希望の方は QR コードから又は港区立産業振興センター(03-6435-0601)へお申し込みください。

【補助金の問合せ・郵送先】

〒108-0014 港区芝 5-36-4 札の辻スクエア8階
港区産業振興課 経営支援係 創業・SU 補助金宛

[TEL:03-6435-4620](tel:03-6435-4620)

